

渋谷区政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日規則第16号

改正 平成19年3月30日規則第37号

平成25年2月14日規則第3号

(題名改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、渋谷区政務活動費の交付に関する条例（平成13年渋谷区条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正…25年3号)

(所属議員の異動)

第2条 条例第5条に規定する異動とは、議員の辞職、失職若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散による異動をいう。

(一部改正…19年37号)

(会派の届出)

第3条 条例第6条第1項の規定による届出は、会派届（別記第1号様式）によるものとする。

(一部改正…19年37号)

2 条例第6条第2項の規定による届出内容の異動の届出は、会派変更届（別記第2号様式）によるものとする。

(一部改正…19年37号)

3 条例第6条第3項の規定による解散の届出は、会派解散届（別記第3号様式）によるものとする。

(一部改正…19年37号)

(会派の通知)

第4条 条例第7条の規定による通知は、会派届出通知書（別記第4号様式）によるものとする。

(一部改正…19年37号)

(交付決定通知)

第5条 条例第8条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（別記第5号様

式（甲・乙）によるものとする。

（一部改正…19年37号・25年3号）

（交付請求）

第6条 条例第9条の規定による交付請求は、政務活動費交付請求書（別記第6号様式）によるものとする。

（一部改正…19年37号・25年3号）

（保存期間）

第7条 条例第11条第2項の関係書類（会計帳簿等をいう。）の保存期間は、収支報告書の提出すべき期日の末日の翌日から起算して5年を経過する日までとする。

（一部改正…19年37号）

（収支報告書）

第8条 条例第12条第1項の規定による報告は、四半期政務活動費収支報告書（別記第7号様式）によるものとする。

（一部改正…19年37号・25年3号）

2 条例第12条第2項の規定による報告は、年度政務活動費収支報告書（別記第8号様式）によるものとする。

（追加…19年37号、一部改正…25年3号）

（収支報告書等の写しの送付）

第9条 議長は、条例第12条第1項及び第2項の規定により収支報告書等の提出を受けたときは、直ちにその写しを区長に送付するものとする。

（一部改正…19年37号）

（収支報告書等の保存等）

第10条 条例第12条第3項の収支報告書等の保存期間は、提出すべき期日の末日の翌日から起算して5年を経過する日までとする。

（一部改正…19年37号）

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求できる。

（一部改正…19年37号）

（使途基準の細目）

第11条 条例第10条第2項の使途基準の細目は、次に掲げるとおりとする。

(一部改正…25年3号)

(本条追加…19年37号)

(1) 政務活動費の対象とならないもの

ア 慶弔、見舞、せん別等の交際費的経費

イ 会議等に伴う飲食以外の飲食費

ウ 選挙活動経費

エ 政党活動経費

オ 後援会活動経費

カ 私的活動に関する経費

キ 社会通念上妥当性を超えた経費又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令の制限に抵触する経費

ク 常勤の職員、家族の雇用に伴う人件費

ケ その他政務活動の目的に合致しないもの

(一部改正…25年3号)

(2) 金額的な制限 区民団体の総会等の会費及び会議等に伴う飲食費については、1人1件当たり5,000円を限度とする。ただし、会派内の会議等で政務活動の目的外のものは対象としない。

(一部改正…25年3号)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

(1条繰下…19年37号)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第37号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の渋谷区政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成19年4月分以後の政務調査費から適用する。

附 則（平成25年規則第3号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

別記様式 (略)